

議案第47号

上越市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について
上越市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月7日提出

上越市長 村山秀幸

上越市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例
(上越市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 上越市固定資産評価審査委員会条例(昭和46年上越市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「署名押印しなければならない」を「署名しなければならない」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項中「署名押印しなければならない」を「署名しなければならない」に改める。

第9条第2項及び第10条第2項中「署名押印しなければならない」を「署名しなければならない」に改める。

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和46年上越市条例第116号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(上越市火入れに関する条例の一部改正)

第3条 上越市火入れに関する条例(昭和59年上越市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。